

# SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**№474**  
2010・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

## 第14回人権研究交流集会まであと1カ月

さあ、いよいよ本番だ！ とにかく札幌に来てください。心よりお待ちしております。

司法修習生の給費制維持を求め、超党派で院内集会！	渡部 容子
司法修習生の給費制廃止問題	木村 裕二
職場のいじめで精神障害—富士通元社員の労災認定	奥村 昌裕
<b>新刊旧刊</b> 笹本 潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』	笹本 潤

### 裁判員裁判の実相⑨

<input type="checkbox"/> 裁判員裁判で初の全面無罪判決—覚せい剤密輸事件	浦崎 寛泰
<input type="checkbox"/> 国会議員の定数削減問題について	上脇 博之

### シリーズ 格差・貧困問題⑩

<input type="checkbox"/> 国保税減免・一部負担金減免で連続勝訴判決	三浦 広久
<input type="checkbox"/> 公判前整理手続を活用して無罪判決を獲得—児童買春法違反事件	宮田陸奥男



青森・ねぶた祭

# さあ、いよいよ本番だ!

とにかく札幌に来てください。心よりお待ちしております。

第14回人権研究交流集会実行委員会

実行委員長 太田 賢二 (北海道)

## 一

弁学会同本部会本部から、「今度は札幌で人権研究交流集会を開催してほしい」という要請があったのは、もう一年以上前にさかのぼる。「えっ」という驚きと「とうとう来たか」という思い。「今断つても、どうせそのうちまた来るんだから、やれるときにやってみよう」と若手会員を後押しした。その関係もあって、自分が実行委員長を引き受けることになった。

とは言うものの、何をどうしたらいいかわからない。前回の名古屋での集会の資料をもとに日程をにらみながら、集会の内容について議論を始める。しかし、最初は「本当に大丈夫かな」という不安ばかりで、時間が経過する。全体会のテーマも、なかなか実行委員みんなの気持ちに絡んでこない。幸い、本部事務局長の笹山尚人さんには何度も札幌まで足を運んでいただき、現地の準備をリードしていただいた。現地は加藤丈晴事務局長を中心に、まずは全体会のメインテーマであるCSR(企業の社会的責任)を理解するために、手分けをして、全国で沢山のひとと会いながら、会議を重ねてきた。

そうして二〇一〇年の年が明けたころから、ようやく準備が進みだした。

まずは全体会の概要が固まる。このテーマこそ、人権研究交流集会に相応しい! 実行委員の確信が高まった。

分科会が予想以上に出揃う。でも、本当に大丈夫かな? 実行委員会の方から、分科会への注文・質問、叱咤激励が飛び交いだす。

さらには懇親会、オプショナルツアーと、どんどん実行委員全体の動きが活発になる。

「やらなくちゃ」から「やりたい、やろう」、そして「沢山集まれ!」という思いへ。直前の二、三カ月は、全国の仲間への呼びかけに力がこもる。そして本当の最後は、地元での集客に全力投球。自分たちが楽しんで、絶対成功するぞ!

## 二

こうした準備の中で、それぞれが、久しぶりの再会と新たな出会いを重ねた。

僕の場合、鹿児島や金沢で、支部長として同期の面々が活躍していた(きつと来てくれるよね)。

愛知の北村栄さん、前回の経験談すごくためになりました。裁判必勝法をよろしくお願ひします。

熊本の小野寺信勝さん、橋本和隆さん。遠くから準備ご苦労さま。苦労した分、きつと良い分科会になりますよ。

大阪の岡千尋さん、アスベスト勝利おめでとう。でもまだまだこれから。そのためいきっちり議論しましょう。

田部知江子さん、忙しそうだけれども、本番にはちゃんと里帰りしてくださいね(笑)。

富山の福島重雄先生、あらためて北海道の地でお話を伺えることを楽しみにしています。

三 さあ、いよいよ本番だ。九月の札幌は、紛れもなくグッドシーズンです。当日参加も大歓迎です。久しぶりの再会に、新たな出会いに、そして自らのリフレッシュを求めて。ぜひ札幌にお願いください。

地元北海道支部全員で、心よりお待ちしております。ます。なお、詳しい内容は、青年法律家協会のHP (<http://www.seihokyo.jp>) をご覧下さい。

## 全体会

### 企業の社会的責任(CSR)を問い直す 人権の視点から

第一四回人権研究交流集会実行委員会

全体会担当 芝池 俊輝

第一 一四回人権研究交流集会のメインイベントである全体会の準備もいよいよ終盤を迎えている。「企業の社会的責任と人権」を全体会のテーマとして決めたのは今からちょうど一年前のことであった。

その後、札幌の実行委員会では、知識ゼロ・経験ゼロの状態から、CSRや「企業と人権」に関する文献や論文を読みあさり、その方面に詳しい人がいると聞くと、札幌からわざわざ(日帰り)福岡や京都にまで足を運び、情報収集に全力を尽

くした。パネリスト候補者との打合せはもっぱら東京で行われた。私たちは、「このテーマを札幌でやることに無理があったらしい」ことに薄々気が付きつつも、誰一人文句を言わずに、上京を重ねた。

そうして議論を深めていく中で、次第に「こだわり」が生まれ、著名な大学教授に基調講演をいったん依頼したものの、「なんか違う」と思い直して、「(丁寧な)お断りの手紙を出したこともあった。しかも、二度も。」

二 このように妥協を許さず、完璧を追い求めた私たちが最終的に選び抜いたのが、大島和夫氏(京都府立大学公共政策学部教授)、牛久保秀樹氏(弁護士)、寺中誠氏(アムネスティ・インターナショナル日本事務局長・東京経済大学客員教授)、中嶋滋氏(連合国際顧問・ILO理事)という四名のパネリストである。

「知名度のある有名人がいなくて大丈夫?」という声が聞こえてきそうであるが、とんでもない。企業の社会的責任(CSR)の世界では、知らない人がいないと言っても過言ではない顔ぶれで、しかも、この方々が一同に会することは極めて画期的な出来事なのである。と書きつつ、ふと気付いた。男性ばかりだ。ジェンダーバランスというものがまったく考慮されていない。困った。今から女性のスピーカーを探す余裕はない。私がやることになっているパネルのコーディネーターを女性会員に変わってもらおうというのも難しいだろう。なので、今回はやはり中身で勝負することにしよう。

二 ここではあえてネタばらしはしないが、パネルの中では、労働の分野を切り口として、日本の非正規雇用・派遣労働の問題から、海外における日系企業による人権侵害までを有機的に取り上げつつ、企業に本當の意味での社会的責任を果たさせるために、弁護士・労働組合・NG

○市民がいかなる取り組みをすべきかについて議論する予定である。国内の人権問題に関心がある方にも、国際的な人権課題に関心がある方にも、

満足していただけるはずである。ぜひ、お誘い合わせの上、全体会にご参加いただきたい。

# 情報を市民の手に「知る権利」をめぐる闘い

## 情報公開分科会

現在、日本国内では、八〇を超える市民オンブズマン団体が活動しています。

どの団体も、「ここがおかしい」という市民の素朴な感覚を出発点に、行政の不当な行為をやめさせようと、奮闘しています。

そんな市民オンブズマンの活動は、真実を隠そ

うとする行政との間の「知る権利」をめぐるたたかいかでもあります。

二〇一〇年四月九日、東京地裁において、この「知る権利」をめぐる、歴史的な勝訴判決が下されました(沖縄密約情報公開訴訟)。

この訴訟の原告である元毎日新聞記者の西山太

吉さんは、三八年間もの長きにわたって、真実を隠そうとする国家と対峙し続け、画期的な勝利を勝ち取ったのです。

民主主義における「知る権利」の意義を明らかにしたという点で、この判決は、全国のオンブズマンの活動にとっても象徴的な意味をもつものといえます。

また、沖縄密約については、地元・北海道新聞の往住記者が、元アメリカ局長の吉野氏の沖縄密約を認める証言を引き出したことで知られています。

当分科会では、西山太吉さんと往住嘉文(とこずみ よしふみ)記者をゲストにお招きし、「知る権利」の重要性・意義について、改めて考えてみたいと思います。

全国のオンブズマン活動で活躍されている先生方、ぜひご参加下さい(北海道 島田 度)。

第14期 人権研究実践委員会 情報公開分科会

### 情報を市民の手に「知る権利」をめぐる闘い

現在、日本国内では、80を超える市民オンブズマン団体が活動しています。どの団体も、「ここがおかしい」という市民の素朴な感覚を出発点に、行政の不当な行為をやめさせようと、日々奮闘しています。

今年4月9日、東京地裁において、この「知る権利」をめぐる、歴史的な勝訴判決が下されました(沖縄密約情報公開訴訟)。この訴訟の原告である西山太吉さんは、沖縄法廷交渉についての密約を取材したこと、国家公務員労務法違反による有利判決を受けたこと、その後の30年間の長きにわたって、真実を隠すとする国家と対峙し続け、ついに画期的な勝利を勝ち取ったのです。

国家を相手に400万円賠償のための密約についての情報公開を勝ち取ったという、はるかにスモールな大勝利ではありますが、しかし、民主主義における「知る権利」の意義を明らかにしたという点で、この判決は、全国で行なわれている市民オンブズマンの活動にとっても象徴的な意味を持つものといえます。

本分科会では、西山太吉さんをゲストにお招きし、沖縄密約情報公開訴訟についてお話をさせていただきます。「知る権利」の重要性、真実を隠した手に取り戻すことの意義について、改めて考えてみたいと思います。

【ゲスト】

西山太吉さん、元毎日新聞記者。1977年、沖縄法廷交渉についての日本交渉をめぐり、いわゆる「西山事件」で有利判決を受ける。2010年4月9日、沖縄密約情報公開訴訟で歴史的な勝訴判決。現在、民間活動の傍聴者が保護中。

往住嘉文さん、北海道新聞記者。2006年2月、元内務省ア行局長であった吉野文六氏から、日本密約の存在を認めらる証言を引き出した。

その他：札幌市民オンブズマンメンバーなど。

日時：2010年9月25日(日) 10時~13時  
場所：札幌コンベンションセンター

# 公害加害企業の責任逃れを許さない

「公害加害企業の法的・社会的な責任について考えよう！」

## 企業分社化分科会

二〇〇九年七月八日、「水俣病被害者の救済及

び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立



しました。

水俣病特措法は、公害加害企業が事業を新会社に移す一方、水俣病に関する債務を新会社は引き継がないという企業の分社化を認めています。

分社化によって加害企業を免責させる手法は、他の公害問題についても波及する危険をはらんでいます。私たちは、公害加害企業の責任の果たし方がどのようにあるべきかを考える重要な局面に直面しているのです。

当分科会では、基調講演として、室蘭工業大学教授の永松俊雄氏に「水俣病特措法における分社化のメカニズムと水俣病特措法の運用に関する問題点」を報告していただきます。

永松氏の基調報告を踏まえて、パネルディスカッションを行います。パネリストは、永松氏のほかに、熊本学園大学教授の花田昌宣氏、日弁連水俣

病対策PT座長の三角恒弁護士を予定しています。

パネルディスカッションの中で、水俣病特措法上の分社化を認めた場合の弊害、ほかの公害問題への波及の危険、いかに公害加害企業の法的・社

## 社会の持続的発展と生物多様性 環境破壊が、社会の破壊を招く!

### 生物多様性分科会

日本では、「環境にやさしい」「自然との共生」というフレーズが当たり前になっている。最近ではエコブームでもある。

ところで、「環境にやさしい」「自然との共生」とは何を意味するのかについては不明なままである。エコもよいが、CO2の削減の仕方の議論があっても、なぜ削減が必要かについての議論はあまりない。

一方で、日本の自然破壊はもはや限界にまできている。日本の天然林は消滅直前である。多くの野生動植物が絶滅に瀕している。ところが、野生動植物の保護がなぜ必要なのかについても実のところあまり議論されていない。

会的責任が果たされるべきか、などについて理解を深めたいと考えています。

多数のご参加をお願いします。

(熊本 橋本和隆)

従来のシンポジウムや集会では、個々の事件を中心に自然保護の論点を考えてきた。その場合には大局的な自然保護の議論というよりも、河川行政、道路行政、森林行政などの個別の問題点に焦点が集まり、自然保護が後景に押しやられる場合が多い。

例えば、ダム問題で、代替案として「河床浚渫」「河道掘削」などが出てくる。しかし、それは魚類の産卵床の破壊そのものであり、瀬や淵の生態系を破壊するものである。森林問題では「里山」を例に森は手を入れるべきだと主張する人もいる。しかし、「里山」は森林の遷移の一局面でしかなく、一〇〇年放置すれば本来の森の姿に戻る





## 司法修習生の給費制維持を求め 超党派で院内集会！

宮城 渡部 容子  
(ビギナーズ・ネット代表)

七月二九日、青法協も加入する「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」とビギナーズ・ネット(司法修習生の給費制維持を求める法科大学院生・司法修習生・若手弁護士ネットワーク)主催の院内集会が衆議院内で開催されました(写真)。

国会情勢が不安定なため、二週間前に開催を決定したにもかかわらず、集会には市民・法科大学院生・修了生・弁護士など約一二〇名が参加し、民主・自民・公明・共産・社民の各党から国会議員も多数参加されました。旧与党議員が「自分たちが通した法が施行されることで一月から貸与制へ切り替わってしまう責任を感じている」と説明したときには、運動の成果を感じました。与党議員などからは「与野党が力を合わせて対応していくことが大事」と、超党派で法務省などへの働きかけを強めていくことが提案されました。

また、市民団体の方からは「国は正義を守る人

材の育成にもっと真剣であるべきだ。弁護士でもある千葉法相には、貧しくとも法曹をめざせる制度を守ってほしい」といった意見が出され、ビギナーズ・ネット会員から法科大学院生の厳しい実態や各地の取り組みが報告されました。

集会には、約四〇名の法科大学院生・修了生が全国から駆けつけてくれました。集会終了後、法科大学院生から「最初は半信半疑で始めたけど、今日の集会に来て、本当にいけるかもしれないと思った」もつとがんばろうって元気が出た！」と言われ、私自身も励まされましたし、運動の前進を感じました。

この運動は弁護士のみならず、市民団体の皆さんの献身的な活動や法科大学院生の熱い思いが一体となった「線から面」への運動です。

九月一六日に行われる国会周辺二〇〇〇人パレードを成功させて、何としても法改正を勝ち取りましょう。皆さん、ご一緒ががんばりましょう！

# 司法修習生の給費制廃止問題

東京 木村 裕二

## 一 法律は六年前に成立

司法修習生の給費制廃止を定めた改正裁判所法は、二〇〇四年に成立していた。その施行期日は、二〇一〇年の二月一日である。

## 二 給費制廃止の論拠

二〇〇四年十一月二十四日の衆議院法務委員会で、政府参考人(当時の「司法制度改革推進本部事務局長」)は、法曹人口増加政策による修習生の増加が見込まれる、公務員でなく公務にも従事しない者に国が給与を支給するのは異例の制度である、それゆえ給費制の維持について国民の理解を得ることは困難である、などの事情から「司法制度改革を実現するために財政資金をより効率的に投入する趣旨」で給費制を廃止するのだと説明した。

## 三 六年後の現実

日弁連が二〇〇九年一月に実施した六二期修習生へのアンケート結果によれば、奨学金・教育ローンなどの債務を負担した者は約五三%、その平均額は約三十八万円であった。新司法試験の合格率は、二〇〇八年度で三二・九八%、二〇〇九年度で二七・六%である。「合格したが、借金を抱える者」の背後には、「借金を抱えたが、合格

できなかった者」(三回の回数制限がある)が生まれ出されている。さらに、弁護士人口の激増による就職難が年々深刻化している。

このようなりスクや経済的負担の大きさが敬遠され、法曹をめざす者が減っている。法科大学院適性試験の志願者数について二〇〇三年と二〇〇九年を比較すると、大学入試センターでは約四分の一、日弁連法務研究財団では半分以下にまで減っている。また、法科大学院への社会人入学者の割合は、五割弱(二〇〇四年)から三割弱(二〇〇八年)へと減っている。

法曹界に多様な人材を吸収するどころか、先細りである。財政資金投入の効率化というより、逆効果が生じている。

## 四 廃止したらどうなるのか

給費制に代わって導入されるのが、必要な者に生活資金を貸し付ける「貸与制」である。貸与資金は、一人当たり約三〇〇万円である。修習期間一年分の生活費の貯蓄がある者や親の援助を受けられる者以外は、貸与制を利用せざるを得ない。それは、司法試験合格までに奨学金等の債務を抱えている層と、概ね一致するであろう。ということは、約半数の者は、奨学金プラス修習資金で合計約六〇〇万円の債務を負担した状態で、法曹としての生活をスタートさせることになる。



給費制の廃止は「最後の「一撃」になって、経済的に余裕のない家庭の子女が法曹をめざすことを、ますます困難にさせる。社会全体として貧困と格差が拡大しつつあるが、給費制の廃止は、法曹という職業分野においても、世代間で格差を固定させる方向に力を与える。

その半面として、未来の法律家は、経済力のある家庭の子女によって占められることになりかねない。社会的・経済的弱者の人権保障にも責任をもつべき司法分野において、人材の給源に偏りが生じることは、制度としてやはり望ましくない。

問題は給費制廃止だけで終わるとはかぎらない。競争原理をバックボーンとする法曹人口増加政策が維持されるかぎり、一部の弁護士が経済的困窮に陥る事態も生じることは、必然的であろう。そのため貸与資金の返還遅延などが生じたとき、滞納者への制裁論、弁護士会の監督責任論、貸与制の廃止論、分離修習、司法修習の廃止論などに波及しかねない。

個々の弁護士は、苦しい経済状態の中でも返済のため必死にならざるを得ない。経済的に割に合わない人権課題などに取り組む活力は失われる。いくら有資格者が増えても、市民の人権が侵害される具体的場面において、実際に権利の守り手として働く者がいなければ、気持だけはあってもそれが許されない環境の方が優勢であれば、市民

の人権保障は危ういものとなる。

## 五 給費制維持のために

財政論への反論が必要である。時に国家権力と対決しても国民の権利・利益を擁護する弁護士を、国民の税金で養成するという制度は、民主主義の一つの現れである。これに対して、「公務員である裁判官・検察官になる者とはもかく、弁護士になる者に国が給与を支払う必要はない」という議論は、粗雑な官尊民卑論ではあるけれども、マスコミの論説委員などを通じて、現実には根強い社会的影響力を持っている。

給費制廃止を決めた二〇〇四年、研修医に給与が支給されるようになった。「公務員でなく、公務に従事しない者」に対する給与の支給は異例のものではなくなり、その議論は形式的には乗り越えられた。しかし、「公益活動に従事しない弁護士も多いし、社会全体の中で見れば弁護士はやはり金持ちである。国が給与を支給して養成するよくな特別扱いを維持する理由はない」という議論を実質的に乗り越えなければならぬ。

二〇一〇年三月以降、各地で給費制維持をテーマとする市民集会が開かれている。その中で、えん罪事件、公害事件、消費者事件、労働事件などさまざまな人権課題に取り組む弁護士の姿を現実に見てきた事件当事者や支援者などからは、「弁

護士を育成するための費用負担なら、惜しくはない」という有り難い声も聞くことができた。このような市民の声こそ、最も有効な反論となる。

給費制廃止の背後には「司法修習は個人が資格を得るためのものだから、受益者負担は当然」という考え方があふれている。貸与制の導入は、法曹資格は個人的資格であってビジネスやキャリア・アップの手段である、と考える法曹を育てる結果をもたらす。貸与制を利用しなかった者はもちろん、貸与金の返済を完了した者は、もはや社会に対して何らの負い目はない、ということになる。給費制には、国民の負担で養成されたという自覚を通して、法曹の使命感・公共心を醸成する側面がある。これを国民の側から見れば、法曹を国民共同の負担で養成することは、自分たちの権利の守り手を共同して育てることだ、と考えられる。

教育を受ける権利の保障は、貧困と格差の世代間連鎖を断ち切る「鍵」である。高等教育、専門職の資格取得についても、経済的支援を拡大することが必要である。戦後連綿と続いてきた司法修習生の給費制さえも廃止されるなら、その他の専門職の資格取得もすべて自己負担という方向に向かわざるを得ない。これを一つの分水嶺ととらえて、市民運動の力で突破することが必要である。

# 職場のいじめで精神障害

## —富士通元社員の労災認定—

大阪 奥村 昌裕

### 一 はじめに

二〇一〇年六月二三日、大阪地方裁判所第五民事部（裁判長・中村哲）は、京都下労働基準監督署長が、二〇〇六年五月九日付で行った労災療養補償給付不支給決定の処分を取り消す判決を言い渡した。

原告は、富士通株式会社で勤務していた女性である。当初、原告個人で、職場同僚女性らから集団でいじめにあったことが原因で精神疾患を発症したとして労災申請、審査請求、再審査請求をしたものの、集団によるいじめは認定できないとして労災が認められなかった。

そこで、私と下川和男弁護士（四六期）のもとに相談に来て、二〇〇八年八月七日、処分の取り消しを求めて大阪地方裁判所に提訴した。

### 二 職場での陰湿ないじめ

原告は、一九八七（昭和六二）年、富士通に入社し、楽しく順調に業務を行っていた。そして、一九九八年には役職も六級職となった（役職に対するねたみがいじめの大きな要因。六級職、五級職、四級職だと六級職が高い役職）。このころから、配属された先の同僚女性から嫌がらせ、いじめを受けようになった。特に、先輩、年上の一部女性から酷いいじめを受け、この女性が他の同僚女

性も巻き込み集団でいじめようになった。このいじめを先導した女性は四級職で、この女性を取り巻く女性も四、五級職であった。

たとえば、六級職である原告がコピー作業をしていたところ、四級職の女性らが、「私らと同じコピーの仕事をしていて、高い給料をもらっている」と聞こえるように言ってきた。また、同僚女性らが、原告の一挙手一投足を観察し、原告が何かミスめたことをすると、一斉にパソコンのIPメッセンジャーに打ち込み配信し、目と目で合図をして笑う、ということが毎日のように続いた。

原告は、その様子を感じ、パソコンを打つカチャカチャという音が聞こえるたびに「つらく苦しい思いをし、精神的に追い込まれていった。職場はパーティーションもないワンフロアに、机が並べられており、他の部署まで見渡せるような職場環境であった。そのため、原告は、同じ部署はもちろん、他の部署の同僚女性からも視線を浴び、常に精神的圧迫を受けていたのである。

結局、二〇〇二年十一月、原告は体調不良を訴え、受診したところ精神疾患の発症が認められ、以後休職し、最終的に退職せざるをえなくなった。

### 三 隠されるいじめの事実を認めさせるため

同僚女性ら、そして上司たち（字数の関係から

割愛するが、この上司からもセクハラ、パワハラを受けていた)は、労基署の聴き取りで声をそろえていじめなどなかったと供述している。それは当たり前のことである。いじめた本人が「私たちがいじめました」などというはずがあり得ない。行政は、いじめの事実を真摯に調査することなく、いじめた側の供述を簡単に採用し、被害者を救わないという二次被害を創出したのである。

訴訟においても、被告国はいじめの事実について「抽象的なものにとどまるものであって、その実態は、ほとんど不明というしかなく、具体的ないじめの事実を認めるのは困難と言わざるを得ない」と反論し続けた。

原告は、いじめを受けた確固たる客観的証拠がないなか、複数の女性らの「いじめなどない」という供述をひっくり返すという立証命題が課されたのである。そこで、労災の資料、その他一般的な書証はもちろん、出せるものはすべて出すというスタンスで証拠を集め、証人尋問を実施した。

まず、いじめを受ける以前の原告の人柄と、精神疾患発症後の原告の変貌を知ってもらうため、職場の友人にかぎらず学生時代の友人などを含めた八名が陳述書を作成し、陳述書の最後で、原告の病状の回復を願い、いじめ被害にあった原告のために労災支給を認めることを裁判所に訴えた。

また、裁判所に原告がいじめを受けた職場をイ

メージしてもらうため、原告が保管していた当時の職場の座席表や、職場フロアの写真を提出し、原告尋問では、いじめを受けたときの様子を図面を作成しながら供述するようにした。

そして、当時、原告から、いじめの相談を受けたことのある上司二名を呼び出し、原告からの相談内容や、当時、証人らが体感したことを聞き出すため証人尋問を試みた。

何よりも、いじめられた当時のことを思い出すとつらくなり、精神的に不安定になる原告ががんばって、出来事を詳細に記した陳述書を作成し、尋問においても、反対尋問にしっかり対応し自分の意見を述べることができた。

その甲斐あって判決は、当時、いじめや嫌がらせが「集団で、しかも、かなりの長期間、継続してなされた」こと、そのいじめなどは他の人があまり気づかないような「はなはだ陰湿」な態様でなされていたこと、「その陰湿さ及び執拗さの程度において、常軌を逸した悪質なひどいいじめ、嫌がらせともいべきものであったことを認めた。その上で、原告に対するいじめや嫌がらせのほとんどについて、上司らはいじめに気づかず、気づいた部分についても何ら対応を取らず、相談を受けた以降も防止策を取らなかったことで、「原告が失望感を深めた」と認定した。

他方で、同僚女性らの労基署の聴取書について

「にわかに採用しがたい」として排除した。原告が主張したいいじめの事実をほぼすべて認めたいに等しい判決内容だった。

#### 四 判決の評価

判決は、「同僚女性らに陰湿ないじめや嫌がらせを受け精神障害(不安障害、抑うつ状態)を発症した」として業務起因性を認めた。さらに判決は、被告国が主張する判断指針によっても、心理的負荷が「強」であることを明確に認めた。

かかる明快な判決が出された要因としては、これまで裁判で積み上げてこられた疾病と業務の相当因果関係(業務起因性)に対する考え方があることはもちろんのこと、二〇〇九年の厚労省における「職場における心理的負荷表」の見直し、一部改正の実施があったと考えられる。

そして、原告の切実な訴え、それを支えた仲間陳述書によって、裁判所が職場のいじめを許してはいけないと判断したことが、判決書の文面から伝わってくる。

そういった意味でも、当判決は職場でのいじめによって精神疾患を発症したケースに対して裁判所の姿勢を明確に示した好判決と評価したい。

職場でのいじめや嫌がらせが原因で精神疾患を発症した被害者にとって、支えになる判決となることを切望する。

笹本 潤著

# 世界の『平和憲法』新たな挑戦

東京 笹本 潤



**今** 年の五月に『世界の「平和憲法」新たな挑戦』を出版させていただきました。本を書くのは初めてなので執筆には時間がかかりました

が、この間の憲法九条をはじめとする国際活動やコストリカ留学の経験を生かしてわかりやすくまとめたつもりです。

沖縄の普天間基地の撤去問題は、今年の参議院選挙で一時中断していますが、五月に鳩山前首相がアメリカと合意した日米共同声明を撤回させなければ、このまま沖縄に新米軍基地が作られてしまいます。

新刊 旧刊

**五** 月の鳩山前首相の決断

ければ、このまま沖縄に新米軍基地が作られてしまいます。

は、ちょうど韓国で哨戒艦沈没が北朝鮮によるものという調査団の発表がなされた直後でした。五月二〇日に発表された合同調査団の報告は、鳩山前首相が公言していた「五月末までに決着する」のタイミングにピッタリ合っていました。そして、すぐに「日米同盟の強化と東アジア情勢」を理由に沖縄への基地押しつけに踏み切ったのです。

沖縄の米軍基地の問題は、このように朝鮮半島情勢やアジアの情勢と深く結びついています。海兵隊が「抑止力」か「攻撃力」なのかという問題だけでなくでもないのです。

**本** 書では、米軍基地を撤去したエクアドル、フィリピンなどの憲法の紹介とともに、それらの憲法ができるに至った背景を可能なかぎり調べ

り調べました。それらの国々では、政権交代とともに基地撤去の世論が現実化していき憲法に結実されていきます。

また、日米安保条約もアジアの中で見るとどのような位置づけになるのか、などにも触れました。日米軍事同盟のいらないアジアをどのように作っていくかという視点を抜きに、米軍基地撤去の問題も語れません。

**今** 回の普天間基地撤去問題をきっかけに、世界の基地撤去の流れ、アジアの中での米軍基地、日米安保の見方などに、本書が少しでも参考になればと願っています(大月書店 定価 一六〇〇+税)

# 裁判員裁判で初の全面無罪判決 — 覚せい剤密輸事件

千葉 浦崎 寛泰

## 一 歴史的判決

「主文 被告人は無罪」

二〇一〇年六月二二日午前一一時、千葉地方裁判所の八〇三号法廷で、水野智幸裁判長の静かな声が響いた。証言台の前で主文を聴いていた被告人のAさんは、一瞬弁護人席を見て、それから前を向いて深く一礼をした。六人の裁判員は、表情を変えずにじつとAさんの顔を見つめていた。

裁判員裁判で初の全面無罪判決。この歴史的な判決に幸運にも立ち会うことができた弁護人の一人として、事案の概要などをご報告する。

なお、この無罪判決に対しては、不当にも千葉地検が控訴し（裁判員裁判で検察庁が控訴するのは本件が初めてである）、現在、東京高等裁判所に係属中である。そのため、弁護人の戦略や判決

の分析などについては詳細を差し控えさせていただいた。また、説明の便宜のため一部事案を簡略化した部分がある。あらかじめご容赦願いたい。

## 一 事案の概要

本件は、二〇〇九年一月、日本人男性のAさんが、チョコレート缶三缶に覚せい剤約一キログラムを隠してマレーシアから日本に密輸入したとして、成田空港の税関検査で摘発され、覚せい剤取締法違反等で起訴された事案である。

Aさんは、逮捕時から一貫して、チョコレートのなかで覚せい剤が入っていることは知らなかったと供述している。

では、なぜAさんの手荷物チョコレートのなかで覚せい剤が入っていたのか。Aさんの説明は次のとおりである。

Aさんは、神奈川県で中古自動車販売の会社を経営していたが、近年、会社の資金繰りに窮していた。

そのような折、Aさんは、中古自動車販売の仕事仲間であるイラン人男性（ここでは「D氏」と呼称する）からの依頼で、二〇〇八年ころから、偽造パスポートの密輸入をするようになった。これまでも計四回、偽造パスポートの密輸のために海外渡航をしている。今回マレーシアに行くことになったのも、D氏から偽造パスポートの密輸入を依頼されたことであつた。

Aさんは、D氏の指示通りマレーシアのクアラ Lumpur に行き、指定された人物から偽造パスポート五冊の入った袋を受け取った。その際、パスポートと一緒に、D氏への土産としてチョコ缶三缶を受け取った。チョコ缶に特に不自然な点は

なかつたため、そのままポストンバッグに収納して、帰国した。

ところが、成田空港の税関検査でチョコ缶のなかから覚せい剤が出てきたため、逮捕されてしまったのである。

### 三 公判での検察官・弁護人の主張

検察官は、手荷物の持ち主はその中身を知っているのが通常であること、本件チョコ缶の重さが不自然に重いこと(三缶全体で約三キログラム)、当初預かり物はないと申告するなど税関検査時の被告人の言動が不自然であることなどを間接事実として主張した(そのほかにもあるが、紙幅の都合で割愛する)。

これに対し、弁護人は、手荷物といえども土産としてもらったチョコ缶の中身までも知っているのが通常とまでは言えない、一缶ずつの重さには不自然な点はない(一缶あたりの正規の重さは約七〇グラムで、覚せい剤約三〇〇グラムを入れても約一キログラムなので、この程度の差は手持っただけでは分からない)、当初預かり物はないと申告したのは偽造パスポートの所持が発覚するのを回避するためであり不自然ではないなどと反論した。

また、Aさんに有利な間接事実として、(1)偽造パスポートはポストンバッグの一番奥に隠すよ

うに収納していたのに対して、本件チョコ缶はポストンバッグの一番上に無造作に収納されていたことや、(2)偽造パスポートの入った袋については税関検査で開投検査を拒否したのに対して、本件チョコ缶はすぐにX線検査に同意していることなどを主張した。

### 四 判決の内容

判決は、検察官の主張(「手荷物だから知っているはず」)については、チョコ缶が外観上普通のチョコ缶と区別がつかなかったことなどから、手荷物として日本に持ち込んだという事実から、直ちにチョコ缶の内容物についてまでも当然分かつていたはずとまでは言えないとした。

検察官の主張(「重さが不自然」)については、本件チョコ缶を持っただけで、重量感のみからその中にチョコレート以外の物が隠されていると気づくはずだとはとうてい言えないとした。

検察官の主張(「税関検査時の言動が不自然」)については、被告人は偽造パスポートを所持していたのであるから、その発見を免れるために預かり物はないと嘘をついたとも考えられるので、嘘をついたのが覚せい剤の発見を免れるためだったとは断言できないとした。

その他、検察官の主張する間接事実を一つずつ検討し、そのほとんどについて、弁護人の主張に

沿った評価がなされた。

その結果、「被告人が、本件チョコレート缶内に違法薬物が隠されていることを知っていたことが、常識に照らして間違いないとまでは認められない」とし、Aさんに無罪を言い渡した。

### 五 判決の意義

覚せい剤密輸事件のほとんどは「ブツ」のやり取りが国外で行われている。また、登場人物も、実在するのかすらはつきりしない外国人というケースがまれではない。そのため、日本国内の事件であれば当然行われるべき裏付け捜査などがほとんど行われず、いきおい立証も雑になりがちである。

職業裁判官は、このような密輸捜査実務に「配慮」して、検察官の雑な立証に目をつぶってきたのではないだろうか。

それに比べて、少なくとも捜査実務への「配慮」も有罪事件への「慣れ」もない裁判官は、予断のない目で検察官の立証をチェックすることになる。

本件の裁判員の一人が、判決後の記者会見で、「どうして税関検査をビデオ録画しないのか」「検察官はなぜもっと証人を呼ばないのか」などと感想を述べたという。

従来の雑な立証は裁判員の前では通用しないと

いうことを明らかにしたという意味で、裁判員制度の真骨頂を示したまさに歴史的判決であると高く評価したい。

## 裁判員裁判の実相

9

### 六 無罪判決に対する検察官控訴は許されない

冒頭でも述べたとおり、この無罪判決に対しては検察官が控訴をした。もとより、千葉地方裁判所の無罪判決は緻密で

説得的な事実認定をしており、高等裁判所でも当然維持されるものと確信しているが、検察官が裁判員裁判の無罪判決に対して控訴をすること自体、裁判員裁判を否定する暴挙というほかない。無罪判決に対する検察官の控訴を許している現在の法制度は、早急に改める必要があるだろう。

# 国会議員の定数削減問題について

(神戸学院大学法科大学院教授・憲法学)

兵庫県 上脇 博之

## 一 多くの政党が議員定数削減を公約

二〇一〇年七月二一日、参院選が施行されました。この選挙に立候補した多くの政党が、「議員定数の削減」を公約していました。例えば、民主党は「参議院の定数を四〇程度削減します。衆議院は比例定数を八〇削減します」と、自民党は「衆議院・参議院の国会議員定数を三年後に七二

二人から六五〇人に一割削減し、六年後には、国会議員定数を五〇〇人に三割削減します」と、みんなの党は「衆議院議員は三〇〇人(一八〇減)、参議院議員は一〇〇人(一四二減)」と、それぞれ公約していました。

その例外は、「比例定数削減に断固として反対し、民意が反映した民主的選挙制度への改革を求めます」などと公約した日本共産党と、「死票をなくし多様な民意を反映する公正な制度とするた

め、比例代表中心の選挙制度への改革をめざします。特に、小選挙区部分の欠陥を拡大し、民意の反映を弱めることになる比例区の定数削減には反対します」などと公約した社会民主党だけでした。

もつとも、削減を公約した政党の主張内容は、必ずしも同じでなく、現行の選挙制度を一部変更すること(中選挙区制)を主張するもの(公明党、たちあがれ日本)や首長の参議院議員との兼職を認めることをめざしているもの(みんなの党、日

本創新党)もありました。また、削減対象を比例代表選挙と明示するもの(前述の民主党)があった一方、党首が「すべて比例代表選挙にすればいい」と主張した政党(みんなの党)もありました。

ここでは、紙面の関係で、国会議員の定数を削減することそれ自体と、比例代表選挙の議員定数を削減することにつき、それぞれ批判を加えておきましょう。

## 二 国際的には少ない国会議員数

中選挙区時代、衆議院の議員定数は最も多いときで五二二でした。一九九四年の「政治改革」により中選挙区制が小選挙区本位の選挙制度に改められたとき五〇〇に、その後四八〇に削減されました。参議院の議員定数も二五二から二四二に削減されました。

マスコミの中には、アメリカを例にあげ「アメリカ並みに議員定数を削減すれば、その分の税金が削減される」と主張するものもあります。確かに、日本の人口(約一億二七〇〇万人)の二倍を超えるアメリカ(人口約三億人)の上下両院の議員総数は、日本よりも少ない五三五五人(上院一〇〇人、下院四三五人)です。しかし、アメリカは連邦制、大統領制であり、日本の議会制民主主義とは制度が異なります。また、アメリカでは、す

べて議員提出法案なので議員にはそのためのスタッフが充実しており、その分も税金による負担があるのに、そのことは無視されています。アメリカ以外の国と比較すると、例えば、イギリスの人口数は日本のほぼ半分(約六〇七六万人)ですが、両院の議員数は日本の倍近く(一三八八人)います。もし日本の衆参の国会議員数をイギリス並みにすれば二九〇二人になるので、議員を二一八〇人増やさなければならぬ計算になります。

政党の中には、官僚政治を批判しておきながら、議員定数削減を主張しているものがありますが、まったく矛盾する主張です。議員数が減少すれば、それだけ官僚政治を監視、チェックする機能は低下するのは明らかです。官僚政治を批判するのであれば、議員はむしろ増員しなければなりません。

## 三 民意を歪曲する衆院小選挙区選挙と参院選挙区選挙

現在、衆議院は小選挙区選挙の議員定数が三〇〇で比例代表選挙のそれは一八〇です。民主党の公約どおり削減すると比例代表選挙の議員定数は一〇〇になります。つまり、今でも小選挙区選挙中心ですが、今以上に小選挙区選挙中心の選挙制度になってしまいます。

しかし、これは、民意が多様化している日本で

は重大な問題をはらんでいます。第一に、小選挙区選挙は膨大な死票を生み出します。中選挙区制下の一九九三年総選挙では「死票」は約二五%でしたが、一九九六年総選挙における小選挙区選挙の「死票」は約五五%、二〇〇九年総選挙における小選挙区選挙の「死票」は約二七〇万票、投票総数の四六・三%(五〇%を超える「死票」があったのは八七選挙区)もありました。

第二に、大政党の過剰代表と小政党の過少代表という民意の重大な歪曲をもたらします。二〇〇九年総選挙で民主党は小選挙区三〇〇のうち二二一人の当選者を出し、議席占有率は七三・七%もありましたが、そこでの全国集計した得票率は四七・四%にすぎませんでした。二〇〇五年の小選挙区選挙で自民党は二一九人が当選し、議席占有率は七三%もありましたが、その得票率は四七・八%にすぎませんでした。つまり、大政党は小選挙区のおかげで得票率が五〇%に達しないのに七〇%を超える議席を占められるのです。

第三に、その結果として二院制(参議院)の存在意義を失わせ、また、国民の多数派と国会の多数派が逆転してしまう可能性もあります。比例代表選挙の結果を含めると、民主党は、二〇〇九年衆院選で総定数四八〇のうち三〇八議席を獲得しましたが、仮に比例代表選挙一本で施行されたたと仮定し、比例代表選挙の得票率で比例配分す



ると二〇四人程度しか獲得できなかったと試算されます。与党が「三分の二」を超える議席を獲得し二院制(参議院)の存在意義を失わせてしまった二〇〇五年総選挙で、自民党は二九六議席を獲得しましたが、同様の試算をすると一八四人程度しか獲得できなかった計算になります。

この点は、選挙制度が類似している参議院の場合も同じです。今回の通常選挙で自民党は五一議席を獲得し、同選挙の獲得議席では第一党でしたが、比例試算すると二九人しか当選しなかった計算になります。そのうえ、得票数(得票率)でいえば、選挙区選挙でも比例代表選挙でも民主党の方が自民党より多かつたのに、当選議席数では自民党の方が民主党よりも多かつたのです。「第二党を第一党にしてしまふ」という逆転現象が生じているのです。これは、衆議院でも起りうる事です。完全小選挙区制のイギリスでは、過去に二回このような逆転現象が起きています。

このような逆転が起きなくても、連立政権の組み方次第では、国民の多数派と国会の多数派が逆転する可能性もあります。

#### 四 財界の要請と事実上の財界主権政治

実は、比例代表選挙における議員定数を削減す

るといのは、財界の要請に応えるものなのです。例えば、経済同友会は「衆議院は『完全小選挙区制』への移行を早期に進めるべきである」と主張してきました。経済同友会二〇〇四年度政治の将来ビジョンを考える委員会『わが国「二院制」の改革』(二〇〇五年五月二〇日)。

振り返れば、議員定数が削減され、小選挙区単位の選挙制度により自民党が過剰代表された結果、財界が求める政治、つまり事実上財界主権の政治が実現してきました。自衛隊は海外に派兵されアメリカの戦争を後方支援してきましたし、日本政府・与党は福祉国家政策を否定する新自由主義政策を強行し一般庶民に「痛み」を押し付け、ワーキングプア、格差社会を誕生させました。

これ以上比例代表選挙の議員定数の削減を進めれば、過少代表を強いられてきた革新政党は、議席の獲得が今以上に難しくなることでしょう。そうなれば、民主党も安心して財界政党化し、財界の求める政治がますます容易に強行される危険性が高まります(小選挙区制違憲論・選挙権侵害論を含め私見の詳細は、上脇博之『政党国家論と国民代表論の憲法問題』日本評論社・二〇〇五年二七五〜二八〇頁、二九五〜三一〇頁、三五四〜三七〇頁を参照)。

青年法律家協会 創立50周年記念

# 『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社 <http://www.nippyo.co.jp/>

# 減免制度の違法な運用実態の改善を命じる 国保税減免・一部負担金減免で連続勝訴判決

秋田 三浦 広久

## 一 連続勝訴判決

二〇一〇年四月二二日、秋田地裁(鈴木陽一裁判長)は、秋田県北秋田市に対し、原告の国民健康保険税減免申請を却下した同市の処分を違法として取り消すとともに、同却下処分などをした同市職員の行為を違法として、慰謝料等六万円の支払を命ずる「原告完全勝訴」判決を言い渡した。

また、同月三〇日、同地裁(同裁判長)は、秋田県仙北市に対して、原告の国民健康保険法四四一条に基づく一部負担金減免申請を不承認とした同市の処分を違法として取り消す旨の判決を言い渡した。

いずれも生活困窮のため国民健康保険税や一部負担金(窓口での医療費一部負担)の減免を求め

た願いを、真正面から受けとめた連続勝訴判決であった。

## 二 判決の概要①(北秋田市事件)

北秋田市は、国保税の減免申請者に対し、本人および家族の資産調査に同意するとの書面(いわゆる「括同意書」)の添付を求めていたが、原告はその提出を拒んだ。そのため、原告の申請を受け取りしよとせず、二時間も窓口で押し問答を繰り返した。また、家族の預金通帳の提出などを求めたのに対しても、原告は家族の預金額の概要を示したが、通帳の提示はしなかった。

これに対し、北秋田市は、原告が同居家族の預貯金額を裏付ける書類(同居家族の預貯金通帳の写しなど)を提出しないから、減免の判断ができ

ないとして、申請を「却下」した。もともと、本件原告世帯の収入は生活保護基準以下で、原告本人の保有預金もわずかであったし、同居家族の預金もわずかであることが窺えたから、本来、減免申請は承認されるべきであったが、被告は、家族の通帳などを提出されないことを理由として却下したのである。

判決は、「地方税法七〇七条一項において、納税義務者以外の関係者に対しては質問のみができると定められて」おり、「納税義務者とされていない同居家族の預貯金通帳の写しなどの提出・提示を求めることは」「許されず、また、同居家族の預貯金通帳の写しなどを任意に提出・提示しないことを理由として減免申請を却下又は不承認とすることは、実質的にこれらの提出を強制する結果となるから、これもまた許されない」とい

う判断を示した。

裁判所は、裁量権逸脱濫用の判断枠組みを使い、「考慮すべきでない事項」(地方税法七〇七条一項)で提出を強制できない書類が提出されないこと)を考慮に入れたとして、本件却下処分を違法と判断したのである。

そして、前記の通り原告の減免申請が承認されるべきであったのに、被告職員が調査を尽くさず申請を却下し、また、同意書の提出などに固執して二時間も受理しなかったことなどは、原告に軽視できない精神的苦痛を与えた違法な行為であるとして、慰謝料等六万円の支払いを命じた。

### 三 判決の概要②(仙北市事件)

秋田県仙北市にある角館地区は、桜と武家屋敷で全国に知られた観光地であるが、華やかさの反面、NHKが特集した「ワーキングプア」の舞台となった地域でもある。原告は、ここで、桜皮細工(茶筒などに桜の樹皮を張り付けた伝統工芸品)の職人として細々と生活していた。

桜皮細工の作業は完全な手作業であり、原告の母も手伝っていたが、二〇〇六年夏、母に癌が発

見され、作業離脱が避けられなくなった。とすれば、桜皮細工(茶筒)の生産個数は大きく減じ、収入の大幅減少が避けられない。加えて、そもそも生活保護基準以下の家計に母の入院治療費が重くのしかかることになる。そこで、原告は、加入していた国保の「一部負担金減免」の申請をしたのである。

これは、特別の理由があつてその支払いが困難な者に対して、保険者の裁量により、医療機関の窓口で支払う負担金の減免をすることができるといふ国民健康保険法四四条に基づく申請である。

しかし、仙北市は、原告の申請を不承認とした。その主たる理由は、仙北市の一部負担金減免「要領」は、「特別の理由」の具体的基準として、収入の二分の一以上の減少を要件としているところ、原告世帯の収入は、前年の一七五万円から一四〇万円まで減少する(と予測される)に過ぎない、というものであった。原告の生活実態を無視した、あまりに形式的な判断であった。原告は、秋田県国民健康保険審査会に審査請求をしたが、同審査会は、請求を棄却し、提訴に至った。

判決は、法が一部負担金減免を保険者の裁量判断に委ねているのは、減免すべき「特別な理由」について画一的基準を設けがたく、諸事情の総合判断によらざるを得ないからであり、とすれば、

具体的基準について要領を設ける場合には、想定される諸事情を列挙した上で、これを総合考量するものでなければならず、その諸事情としては、生活保護法八条ないし一〇条に上げられた事由を考慮する必要がある、との解釈を示した。

その上で、「二分の一の収入減少の基準」を、もともと生活保護基準以下の収入しかなく、母の病気により収入が生活保護基準の約七割まで落ち込む原告に対して形式的にあてはめることには合理性を見いだすが、ただでなく、かような形式的判断は、法が減免許可の判断を保険者の裁量とした趣旨をないがしろにするものであるといふほかないと断じ、裁量逸脱の違法を認めたとである。

### 四 判決の意義

両判決は、生活保護にいたる前のセーフティネットである国保税および一部負担金の減免制度について、違法な運用実態の改善を命じるものである。

北秋田市事件判決は、家族の資産調査の「同意書」を執拗に求めて減免申請をさせないという「窓際作戦」が横行するなか、その提出要求を違法と認めた判断の影響は大きいと思われる。また、国保税減免処分には広い自由裁量が認められると被告の主張を排斥し、踏み込んだ判断をしてい

**シリーズ**  
**格差問題**  
**③1**

ることが注目される。

仙北市判決に関しては、そもそも、医療機関の窓口で支払う医療費の減免が可能であること自体が一般に知られていない。二〇〇八年七月、厚労省が設置した「医療機関の未収金問題に関する検討会」は、一部負担金の未収問題の解決のた

めには生活困窮者に対する一部負担金減免を活用すべきで、国は、市町村の財政影響への懸念に対する配慮をすべきであると提言した。

これを受けて、同省は、二〇〇九年、自治体にその適切な運用に努めるよう通知している。このような状況下で出された本判決は、減免許可の判

断のあり方を示すものとして、自治体の制度運用の参考にされるべきものである（弁護団は、沼田敏明・虻川高範・狩野節子・三浦広久・西野大輔の五人。北秋田市事件の主任は虻川、仙北市事件は三浦）。

# 公判前整理手続を活用して無罪判決を獲得

## — 児童買春法違反事件

あいち 宮田 陸奥男

### 一 事件の概要

二〇〇八年五月某日、Mタクシーの運転手Sは、K市内で深夜若い女性A（あとで二六歳と判明）を乗せ、目的地のO市の自宅近くまで送り届けた。Aは酔っ払っており寝込みそうだったので、同女に話しかけたところ、「いままで彼氏とエッチをしてきた」と話した。そしてAは「タクシー代が

足りないので貸してほしい」と言ってきた。

SはAの身なりや言動から、Aがキャバクラ嬢と思い込んだ。これまでも同様なケースでタクシー代を貸したことがあったので、貸すことにし、一〇分ほど走ったところで停車し金を渡し、ジュースを買うようAにすすめた。すると、Aはいったん車外に出たがすぐに戻り、自ら助手席に乗り込んだ。Sはあと一〇分もすれば目的地だと考え、そのまま目的地まで走り、タクシー代を精

算してAを降ろした。Aは男友だちとともに、その日の午後タクシー会社に乗る。「運転手にセクハラをされた」とねじ込み、相手にされないとみるや、K警察へ「被害申告」した。捜査当局は、Aの申告を真に受け、Sがタクシー車内でAに対し性交類似行為などを行った（Aに口淫させた）との事実でこれを立件し、八月中旬になって、児童買春等処罰法違反容疑でSを逮捕した。

Sとしては、事件直後Aの父親から電話があり、

この「被害」申告を取り下げるとのことであったので、逮捕はまったく青天の霹靂であった。

Sは、当初否認していたが、初めての逮捕体験と捜査官の脅しと利益誘導に負け、自白に追い込まれた(当番弁護士が接見に赴いたのはこの直後であった)。そして、略式罰金を受け、釈放された。しかし、これに納得がいかないSは、略式裁判に異議を申立て、正式裁判を請求した。

## 二 弁護側から公判前整理手続を申立

事件は地裁に移送され、弁護側から公判前整理手続に付すよう申立てたところ、二〇〇八年一月、公判前整理手続に付された。検察官は、証明予定事実記載書面とともに請求予定証拠を開示したが、Aの検面調書一通とAの男友たちの警面調書一通、Sの検面調書一通と警面調書二通および捜査報告書五通のみであった。

なお、Aの検面調書は、Sが正式裁判を請求した後の九月四日に作成されたものであった(逆に言えば、検察官はAの調書もとらないまま略式起訴したことになる)。

## 三 証拠開示請求

弁護側は、まず類型証拠開示請求で、④A

の供述録取書のすべて、⑤Sの供述録取書のすべて、⑥Sについて作成された取調状況報告書のすべてを開示請求した。これに対し、検察官は、④Aの警面調書四通、⑤Sの供述録取書(弁解録取書などを含む)五通、⑥取調状況報告書六通を開示した。この開示では、関係者(Aの男友たち)の調書は請求証拠以外には存在しないとの回答であった。

そこで弁護側は、再度の類型証拠開示請求をなし、④実況見分調書類、およびSの身体に関する検証調書など、⑤AおよびS以外の者の供述録取書などのすべてを開示請求した。これに対し、検察官は、引き当り捜査報告書一通を開示したものの、Sの身体検証調書およびA、S以外の者の供述録取書については一切存在しない旨の回答をなした。

この後、弁護側は、予定主張記載書面(この段階では主張の骨のみのもの)を提出するとともに、主張関連証拠開示請求を行った。具体的には、④Aの取調べに関して作成された捜査官の取調べメモなど、⑤Aの両親および男友たちに対する電話録取報告書など、⑥Sの取調べに関して作成された捜査官の取調べメモなどにつき開示請求した。これにつき検察官からの回答は、いずれも「一切存在していない」というものであった。

そこで弁護側は、被告人側の事件について

の「物語(前記事件の概要で述べたような事実)」およびSが身体障害者でありかつ直前に肩の手術を受けており左腕に障害があること、ならびに捜査官による自白の強要があったことなどを予定主張記載書面にまとめ提出し、そのうえで再度の主張関連証拠開示請求を行った。

具体的には、Aまたはその両親が警察へ提出した被害届、その取下げ書もしくはそれらに関連して作成された捜査報告書などの開示を求めた。これに対し、検察官は、いずれについても「一切作成されておらず、存在しない」という回答をなした。

(なお、その後の公判前整理手続の中で、検察官は、被害申告に関連して作成された捜査官のメモについて、「かつてそれは存在したが、その後廃棄してしまった。その理由は、事件が略式裁判で終わったと思ったからである」と弁解した)。

## 四 開示証拠により明らかになったこと

類型開示請求の結果開示された証拠(Aの警察調書四通とSの弁解録調書二通、勾留質問調書、警面調書と自供書、取調状況報告書六通)を分析すると、Aの警察段階の供述調書はその内容が重要な点で変遷しており、また客観的な証拠(タコグラフや乗務日報など)と矛盾するものであるこ

とが明らかとなった。また、Sが弁録や勾留質問段階では否認していたが、捜査官による執拗な自強要の結果、「自供書」なるものに署名させられ、これをテコに自白におこまれたという経過も明らかとなった。

## 五 公判と判決

公判は二〇〇九年八月から九月まで三回証拠調期日が開かれ、はじめに被告人の捜査段階の取調べ状況についての質問が行われ、その後Aおよびその男友だち、Aの父親の証人調に続き、罪体についての被告人質問が行われた。

被告人質問では、逮捕直後からの警察のSに対する自強要の実態が明らかとなった。ただSが途中で否認を断念し、検察官に対しては「あなたの好きなように書いておいてくれ」という態度を取ったため、検面調書の任意性は認められてしまい、証拠採用されてしまった(残念ながら取調べ担当警察官の証人調べは実施されなかった)。

Aの証人尋問では、検察官は、問題の行為が行われた場所や時間を起訴状どおりには特定できず、「平成二〇〇九年五月×日の午前一時五十分から二時〇六分の間、K市×町からO市〇〇町間でのタクシー車内において」などと概括的な供述しか引き出せなかった。

弁護側はAの供述の不自然さを反対尋問で明らかにするとともに、捜査段階のAの供述証拠を刑事訴訟法三二八条の自己矛盾供述(弾劾証拠)として請求し、これを採用させた(結果的にこれが決め手となった)。

判決は、Aの公判供述の信用性を判断するに当たって、被告人の陰茎の特徴、母親から電話のあった時間およびその場所、途中でタクシーが停まった場所についての捜査段階におけるAの供述を詳細に分析し、その供述が変遷しており、その変遷の理由につき合理的な説明がなされているとはいえないばかりか、その後の捜査、検討後に明らかとなった事情に沿う形で変化しているとし、しかもこれらがいずれも口淫被害と密接に関連する部分であって、この点についての供述に信用ができないことの意味はきわめて重要であり、結局、口淫させられたというAの供述の信用性には疑いを入れざるを得ないと判断した。

また、Sの自白調書についても、Aの供述に整合するように作成されたと推察され、Aの供述が信用できない以上、被告人の自白供述もやはり信用できないとした。

こうして、二〇〇九年一二月四日、名古屋地方裁判所はSに対し無罪の判決を下し、この判決には検察官控訴もなく確定した。



▼赤貧にあえぐ若手  
 弁護士の姿が報道されていた。「赤貧」だけで、自分も含まれてしまいかも知れないので「若手」と限定表現をつけさせていただいた。▼こうなるとは思っていたが、現実に話を聞かされると切ない感じがする。以前の号の際にも述べたが、「衣食足りて礼節を知る」である。やはり、生活に困れば礼節も品位も義侠心も失われる危険性が高いだろう。▼そもそも、資本主義の高度の発達により、わが国には、「貧乏人」がほとんどいない、などと言われていたが、昨今の雰囲気はそんな甘いものではない。貧富の差を意識せざるを得ない、というより、貧富の差の存在を忌むべきものだとも思わない雰囲気である。▼いやな世の中になったものだ。天も怒っている。見よ、この異常な酷暑を。しかし、暑い。年をとると熱中症になりやすいそうなので、「若手」ではない者としては、気をつけねば。

(高野真人)